

# 関西大学哲学学会則

## 総 則

第一条 本会は関西大学哲学会と称する。

第二条 本会は、哲学、倫理学、宗教学、美学および美術史に関する研究・教育の補助機関として、会員相互の研究ならびに人間的交流をはかることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(一) 毎年一回、定期総会を開催し、また毎年二回、研究発表会を開く。研究発表会は公開とする。また随時、臨時総会、公開または非公開の講演会あるいは研究発表会を開くことがある。

(二) 機関誌『哲学』を随時発行し、また毎年一回、『哲学会会報』を発行する。

(三) 第二条の目的を達成するため、学内および学外の諸研究機関と、機関誌の交換等を通じて、連絡をはかる。

(四) 関西大学文学部哲学科および同大学院文学研究科哲学専攻に属する学生および院生の研究を補助

する。

(五) その他、必要と認める事業を行う。

第四条 本会は原則として左記の会員をもって組織する。

(一) 関西大学文学部哲学科の専任教員、およびそれ以外の関西大学専任教員の有志

(二) 関西大学文学部哲学科ならびに関西大学大学院文学研究科哲学専攻に在籍する学生および院生

(三) 前項に記載する学科ならびに専攻に在籍した者の有志、およびそれ以外の本学学生または院生の有志

## 機 関

第五条 本会には次の機関を置く。

(一) 総会

(2) 委員会

第六条 総会は本会の最高議決機関であつて、次のことを審議し議決する。

(一) 哲学学会則の決定ならびに変更

(二) 委員の選任および解任

(三) 予算、決算の承認

(四) その他の重要な事項

第七条 定期総会は毎年一回、委員長がこれを招集する。このほか、委員会において必要と認める場合には、

委員長が臨時に総会を招集しなければならない。

第八条の一 委員会 は本会の執行機関として、総会の議決に従い、本会会則に定める業務を行う。

第八条の二 委員会はその業務を処理するため、事務局を関西大学文学部哲学科合同研究室内に置く。

第八条の三 委員は次の者とする。

(一) 本学哲学科専任教員 全員

(二) 本学哲学科一部各学年より選出される者 各学年二名、計八名

(三) 本学哲学科二部各学年より選出される者 各学年二名

(四) 本学大学院文学研究科哲学専攻博士課程前期より選出される者、および同博士課程後期より選出される者 上限各二名、計四名

第九条 委員会に次の役員を置く。

(一) 委員長 一名

(二) 幹事 一名

(三) 編集委員 三名

役員は総会において選任する。ただし委員長、幹事は委員中より互選され、また編集委員は委員会が委嘱し、総会がこれを承認する。

第十条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

第十一条 委員の任期は一年とし、留任をさまたげない。

第二条 委員長は本会および委員会を統理し、これを代表する。幹事は事務局を統轄し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

第三条 委員長の任期は一年とし、留任をさまたげない。

第四条 幹事の任期は一年とし、留任をさまたげない。

第五条 編集委員は、本会機関誌、会報等の編集発行にあたる。編集委員は委員会の決定によって本学哲学科専任教員に委嘱される。

第六条 編集委員の任期は一年とし、留任をさまたげない。

第七条 機関誌『哲学』に掲載する論文の採否、および研究発表会の発表者の選考は、委員会の委嘱を受けて、編集委員あるいはその他の本学哲学科専任教員が審査にあたり、委員会においてこれを決定する。

## 会 計

第十八条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもつてこれにあてる。

第十九条 会員は年会費(三〇〇〇円)を醸出しなければならぬ。ただし本学哲学科在学学生は、原則として学部入学時に四年間分の一二〇〇〇円を一括納入するものとする。

第二〇条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

第二一条 委員会は定期総会において、前年度の決算を報告するとともに当年度の予算案を提出し、その承認を得なければならない。

第二二条 本会は総会において会計監査を一名委嘱する。会計監査は本会の会計を監査する。

付則 この会則は、一九九一年六月二九日より効力を生じる。

\*一九九四年七月二日(土)に開催された〈春季大会〉の総会にて、平成六年度の役員は次の五名の選任が決定された。

委員長(会長)	川崎 幸夫
幹事	井上 克人
編集委員	竹尾 治一郎
	植島 啓司
	柏木 隆夫

(敬称略)

## 関西大学哲学会会計内規

第一一条 会員に対しては原稿料、講演料は原則として支払わない。

第二一条 学会主催の研究會、講演會等の講師に対する謝礼は、そのつど委員会においてこれを定める。

付則 本内規は一九九一年六月二九日より施行する。